

(11)検査料金(参考)

平成 18 年 5 月 15 日の法律改正に伴い届出料金に移行

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(単位 円)

| 種 目 | 基 準 | 金 額 |
|------------------------|--|-----------------|
| 1. 船体又は属具現状検査 | 総トン数 3,000 トン以下 (船体及び属具それぞれにつき) | 68,000 |
| | 3,000 トンを超えるトン数に対しては 1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。 | 4,400 |
| 2. 船体又は機関の損傷原因又は状態検査 | 船体及び機関それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下 | 68,000 |
| | 3,000 トンを超える総トン数に対しては 1,000 トン以下を増すごとに | 4,400 |
| | ただし、 (1) 損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。 (2) 損傷程度大なるとき、又は特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。 (3) 修繕費の算定を併せ申込を受けたときは次の料金を加算します。 | |
| | 修繕費査定額 600 万円以下 | 79,000 |
| | 600 万円を超え 1,000 万円まで | 105,000 |
| | 1,000 万円を超え 2,000 万円まで | 143,000 |
| 2,000 万円を超え 3,000 万円まで | 182,000 | |
| 3,000 万円を超えるものについては | 220,000 | |
| 3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定 | 1 隻につき ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。 | 68,000 |
| 4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定 | 1 件につき ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します | 68,000 |
| 5. 船内燃料及び清水の数量検定 | (1) 油量検定：1 槽につき | 9,300 |
| | (2) 清水量検定：1 槽につき ただし、最低料金 1 槽につき | 6,300 47,000 |
| 6. シフティングボードの施設検査 | 2 倉以下 | 34,500 |
| | 3 倉目から 1 倉につき ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。 | 9,600 |

| 種 目 | 基 準 | 金 額 |
|------------|--|---|
| 7. 船体堪航性検査 | <p>総トン数 1,000 トン以下 1,000 トンを超えるトン数に対しては 1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。</p> | <p>76,000 9,600</p> |
| 8. 回航検査 | <p>被曳船 1 隻につき</p> <p>(1) 全長 50 メートル未満 (2) 全長 50 メートル以上 85 メートル未満 (3) 全長 85 メートル以上 100 メートル未満 (4) 全長 100 メートル以上</p> <p>50 メートル未満の浚渫船、起重機船等は(2)の料金を申し受けます。</p> <p>曳航距離</p> <p>150 海里以上 500 海里未満 500 海里以上 1,500 海里未満 1,500 海里以上 2,500 海里未満 2,500 海里以上 5,000 海里未満 5,000 海里以上</p> <p>ただし、特に手数を要したときはその程度により上記合計金額の 8 割以内を割増します。</p> <p>発電バージ、オイルリグ、フローティングドック等の特殊物件及び、自力回航検査は上記料金にかかわらず別途委託者と協議します。</p> | <p>97,000 139,000 185,000 230,000</p> <p>5 割増 10 割増 15 割増 20 割増 30 割増</p> |

| 種 目 | 基 準 | 金 額 |
|-------------------------------------|--|--------------------|
| 9. 船舶受渡時の検査 | 総トン数 3,000 トン以下の船舶 | 110,000 |
| | 総トン数 3,000 トンを超え 5,000 トンまでの船舶 | 141,000 |
| | 総トン数 5,000 トンを超え 7,500 トンまでの船舶 | 165,000 |
| | 総トン数 7,500 トンを超え 10,000 トンまでの船舶 | 184,000 |
| | 総トン数 10,000 トンを超え 12,500 トンまでの船舶 | 204,000 |
| | 総トン数 12,500 トンを超え 15,000 トンまでの船舶 | 225,000 |
| | 総トン数 15,000 トンを超え 17,500 トンまでの船舶 | 243,000 |
| | 総トン数 17,500 トンを超え 20,000 トンまでの船舶 | 263,000 |
| | 総トン数 20,000 トンを超え 25,000 トンまでの船舶 | 271,000 |
| | 総トン数 25,000 トンを超え 30,000 トンまでの船舶 | 293,000 |
| | 総トン数 30,000 トンを超え 35,000 トンまでの船舶 | 316,000 |
| | 総トン数 35,000 トンを超え 40,000 トンまでの船舶 | 339,000 |
| | 総トン数 40,000 トンを超え 45,000 トンまでの船舶 | 359,000 |
| | 総トン数 45,000 トンを超え 50,000 トンまでの船舶 | 383,000 |
| | 総トン数 50,000 トンを超える船舶については 10,000 トン以下を増すごとに | 24,000 |
| | ただし、残油水の検査を同時に行った場合、5 槽までは 上記料金に含まれるものとし、6 槽目から 1 槽につき、 を加算します。 修繕費の算定を併せ申込みを受けたときは種目 2.(3)の料 金を申し受けます。 | 3,500 |
| | 10. 船倉内の容積検査 (1) 倉内積荷占有容積 | 1 倉につき検定量 100 トン以下 |
| 100 トンを超えるトン数に対しては 10 トン以下を増すごとに | | 160 |
| ただし、① 仕向港別検定の場合 | | 5 割増 |
| ② 最低料金 1 隻につき | | 65,000 |
| (2) 倉内空積 | 4 区画以下 | 65,000 |
| | 5 区画目から 1 区画につき | 5,000 |
| 11. 船倉の清掃検査 | 2 倉以下 | 65,000 |
| | 3 倉目から 1 倉につき ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以 内を割増します。 | 13,500 |

| 種 目 | 基 準 | 金 額 |
|----------------------------------|--|---|
| 12. 船価鑑定 | <p>1 隻につき</p> <p>① はしけ ただし、特殊はしけは④作業船の料金を適用します。</p> <p>② $\left\{ \begin{array}{l} \text{機 帆 船} \\ \text{汽 艇} \\ \text{油槽はしけ} \end{array} \right\}$</p> <p>③ 汽 船 総トン数 100 トン以下 総トン数 100 トンを超え 3,000 トンまで 総トン数 3,000 トンを超え 5,000 トンまで 総トン数 5,000 トンを超え 10,000 トンまで 総トン数 10,000 トンを超え 50,000 トンまで 総トン数 50,000 トンを超えるもの</p> <p>④ 作業船等 ⑤ 漁 船 総トン数 100 トン以下 総トン数 100 トンを超え 1,000 トンまで 総トン数 1,000 トンを超えるもの</p> <p>ただし、特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。</p> | <p>65,000</p> <p>83,000</p> <p>108,000</p> <p>132,000</p> <p>201,000</p> <p>303,000</p> <p>350,000</p> <p>415,000</p> <p>185,000</p> <p>127,000</p> <p>162,000</p> <p>198,000</p> |
| 13. はしけ、機帆船の 載貨重量測度又は測 度表示 | <p>載貨重量トン数 100 トン以下 $\left\{ \begin{array}{l} \text{はしけ} \\ \text{機帆船} \end{array} \right\}$</p> <p>100 トンを超えるトン数に対しては</p> <p>10 トン以下を増すごとに $\left\{ \begin{array}{l} \text{はしけ} \\ \text{機帆船} \end{array} \right\}$</p> <p>ただし、測度と測度表示を同時に行った場合は 3 割増とします。</p> | <p>32,000</p> <p>40,000</p> <p>2,900</p> <p>3,900</p> |

| 種 目 | 基 準 | 金 額 |
|-----------------------|---|---|
| 14. タンク計測 (1) 通常計測 | ① 陸上油槽 油槽容量 500 キロリットル以下 500 キロリットルを超え 1,000 キロリットルまで 1,000 キロリットルを超え 5,000 キロリットルまで 5,000 キロリットルを超え 10,000 キロリットルまで 10,000 キロリットルを超え 20,000 キロリットルまで 20,000 キロリットルを超え 30,000 キロリットルまで 30,000 キロリットルを超え 40,000 キロリットルまで 40,000 キロリットルを超え 50,000 キロリットルまで 50,000 キロリットルを超え 75,000 キロリットルまで 75,000 キロリットルを超え 100,000 キロリットルまで 100,000 キロリットルを超え 150,000 キロリットルまで 150,000 キロリットル以上 ② 特殊型油槽 球形タンク、枕型タンク、地下タンク及び液化ガスタンク（冷凍型）の場合 ③ 油槽船（油槽はしけを含む） 1 槽又は 1 区画の容量 100 キロリットル以下 100 キロリットルを超え 200 キロリットルまで 200 キロリットルを超え 300 キロリットルまで 300 キロリットルを超え 400 キロリットルまで 400 キロリットルを超え 500 キロリットルまで 500 キロリットルを超え 750 キロリットルまで 750 キロリットルを超え 1,000 キロリットルまで 1,000 キロリットルを超え 1,500 キロリットルまで 1,500 キロリットルを超え 2,000 キロリットルまで 2,000 キロリットルを超え 3,000 キロリットルまで 3,000 キロリットルを超え 4,000 キロリットルまで 4,000 キロリットルを超え 5,000 キロリットルまで 5,000 キロリットルを超え 7,500 キロリットルまで 7,500 キロリットルを超え 10,000 キロリットルまで 10,000 キロリットルを超え 15,000 キロリットルまで 15,000 キロリットル以上 ただし、計測に特に手数を要したときはその程度により 8 割以内を割増します。 特殊な器具を使用して計測する場合、上記①、②については、①の料金の 10 割増以上、③については、③の料金の 10 割以上とします。 | 200,000 220,000 340,000 450,000 520,000 560,000 580,000 630,000 650,000 690,000 700,000 720,000 ①の 5 割増 110,000 150,000 180,000 200,000 220,000 240,000 260,000 270,000 280,000 300,000 310,000 320,000 330,000 350,000 370,000 390,000 |
| | (2) 特殊計測 | |

| 種 目 | 基 準 | 金 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------|--------|---------|------|--|----------|---------|-------|--|------------------|-----|-------|---|----|--------|--|--------------|--------|--|
| <p>15. 陸上油槽の液量検 定ならびに検査</p> <p>(1) 液 量 検 定</p> <p>(2) 清 掃 検 査</p> | <p>① 1槽の検定量につき</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>原油及び重油</td> <td>1キロリットル</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">6.50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉱油（上記以外）</td> <td>1キロリットル</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">11.30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>動植物油、化学成品類及び液化ガス</td> <td>1トン</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">26.30</td> </tr> </table> <p>ただし、</p> <p>ア、鉱油（原油及び重油を含む）については、 5,000キロリットルを超え10,000キロリットルまでについては、5,000キロリットルを超えるキロリットル数に対し上記料金の2割引 10,000キロリットルを超え20,000キロリットルまでについては、10,000キロリットルを超えるキロリットル数に対し上記料金の4割引 20,000キロリットルを超えるキロリットル数については上記料金の6割引</p> <p>イ、化学成品類及び液化ガスについては、 5,000トンを超え10,000トンまでについては、5,000トンを超えるトン数に対し上記料金の2割引 10,000トンを超え20,000トンまでについては、10,000トンを超えるトン数に対し上記料金の4割引 20,000トンを超えるトン数については、上記料金の6割引</p> <p>ウ、最低料金</p> <p>② 危険物（身体に障害を与えるおそれのあるもの）は①の20割以内を割増します。</p> <p>1槽につき 容量1,000キロリットル以下</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>鉱油</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">30,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>動植物油及び化学成品類等</td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">37,000</td> </tr> </table> <p>容量1,000キロリットルを超えるキロリットル数に対しては、1,000キロリットル以下を増すごとに上記料金の3割を加算します。</p> <p>ただし、</p> <p>ア、特に手数を要したときはその程度により8割以内を割増します。</p> <p>イ、前荷が危険物であったときは20割以内を割増します。</p> | { | 原油及び重油 | 1キロリットル | 6.50 | | 鉱油（上記以外） | 1キロリットル | 11.30 | | 動植物油、化学成品類及び液化ガス | 1トン | 26.30 | { | 鉱油 | 30,000 | | 動植物油及び化学成品類等 | 37,000 | <p style="text-align: right;">46,000</p> |
| { | 原油及び重油 | 1キロリットル | 6.50 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 鉱油（上記以外） | 1キロリットル | 11.30 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 動植物油、化学成品類及び液化ガス | 1トン | 26.30 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| { | 鉱油 | 30,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 動植物油及び化学成品類等 | 37,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 種 目 | 基 準 | 金 額 |
|--------------------------------|---|--------------------------------------|
| 16. 貨物の現状検査 | | |
| (1) 外装または内装 | 検査個数 20 個以下 (外装及び内装それぞれにつき) 20 個を超える個数に対しては 10 個以下を増すごとに ただし、最低料金 | 10,200 1,340 61,000 |
| (2) 内 容 品 | 検査貨物の価格の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金 | 61,000 |
| (3) 裸かさ高品、重量品、車両 (輸出自動車等を除く) 等 | 検査個数 1 個につき ただし、最低料金 | 7,900 61,000 |
| (4) 輸 出 貨 物 | | |
| ① 自 動 車 | 施検台数 100 台まで 1 台につき 101 台目より 300 台までにつき 1 台につき 301 台目より 500 台までにつき 1 台につき 501 台以上 1 台につき ただし、最低料金 | 1,000 600 290 130 61,000 |
| ② 鋼 材 類 | 1 トンにつき ただし、最低料金 | 58 61,000 |
| (5) 個数により難い貨物 | 100 トン以下 100 トンを超える貨物については 10 トン以下を増すごとに ただし、最低料金 | 16,600 350 61,000 |
| 17. 製 品 検 査 | 検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金 | 76,000 |
| 付 帯 条 件 | 分析をした場合は分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。 | |
| 18. 原材料検査 | | |
| (1) 銑鉄、鉄鋼屑の品質又は規格検査 | 1 トンにつき ただし、最低料金 | 78 76,000 |
| (2) 非鉄金属屑の品質又は規格検査 | 1 トンにつき ただし、最低料金 | 297 76,000 |
| (3) 木材の品質又は規格検査 | 1 トンにつき ただし、最低料金 | 326 76,000 |
| (4) 鉄鉱石、石油類及びその他の鋼産物の品質検査 | 見本採取料金によります。 | |
| (5) その他の原材料の品質又は規格検査 | 検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金 | 76,000 |
| 付 帯 条 件 | 分析をした場合は分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。 | |

| 種 目 | 基 準 | 金 額 |
|-------------------------|--|--|
| 19. 見本(試料)採取 | | |
| (1) 鉄鉱石及び石炭類 | 1トンにつき ただし、最低料金 | 49 以内 76,000 |
| (2) 非鉄鉱物 | 1トンにつき ただし、最低料金 | 112 以内 76,000 |
| (3) 非金属鉱物 | 1トンにつき ただし、最低料金 | 143 以内 76,000 |
| (4) 各種金属類 | 1トンにつき ただし、最低料金 | 274 以内 76,000 |
| (5) 食品類等 | 1トンにつき ただし、最低料金 | 141 以内 76,000 |
| (6) 液体貨物 (L P G等を含む) | ① 船舶油槽 1槽につき ただし、同時に3槽以上にわたり採取した場合は 3槽目から1槽につき 最低料金 ② 油槽はしけ 1槽につき ただし、同時に3槽以上にわたり採取した場合は 3槽目から1槽につき 最低料金 ③ 陸上油槽 1槽につき ただし、同時に2槽以上にわたり採取した場合は 2槽目から1槽につき ④ 容器入 1個につき 最低料金 | 11,100 7,600 32,000 6,100 4,500 26,000 32,000 17,600 400 34,000 |
| (7) その他の貨物 | 検査貨物の価額の0.7%以内とします。 ただし、最低料金 | 76,000 |
| 付 帯 条 件 | ① 特に手続を要したときは上記(1)～(7)の料金の5割増しとします。 ② 危険物(身体に障害を与えるおそれのあるもの)は20割以内を割増します。 ③ 分析をした場合は分析料金及び付帯費用のほかに手数料7,400円以内を申し受けます。 | |
| 20. 封印及び解封検査 | | |
| (1) 封 印 検 査 | ① 本船 封印1個につき ただし、最低料金 ② はしけ、機帆船 1隻につき ただし、ア、同時に3隻以上を検査した場合は 3隻目から1隻につき イ、最低料金 ③ 上記①及び②以外 封印1個につき ただし、最低料金 | 860 40,000 14,000 8,800 40,000 860 40,000 |
| (2) 解 封 検 査 | 封印検査料金の3割減とします。 ただし、最低料金 | 35,000 |

2. 割増料金

| 種 別 | | 内 容 | 割増率又は金額 |
|------------------|---------------|---|---|
| 作 業 割 増 | (1) 半 夜 作 業 | 16時30分から21時30分までの間における作業 | 毎1時間につき1人 2,433円 |
| | (2) 深 夜 作 業 | 21時30分から5時までの間における作業 | 毎1時間につき1人 2,919円 |
| | (3) 早 朝 作 業 | 5時から8時30分までの間における作業 ただし、深夜から引き続きの場合は(2)によります。 | 毎1時間につき1人 2,433円 |
| | (4) 日曜日・祝祭日作業 | 日曜日・祝祭日における作業 ① 8時30分から21時30分までの間における作業 ② 21時30分から8時30分までの間における作業 | 毎4時間以内につき1人 9,726円 毎4時間以内につき1人 11,677円 |
| | (5) 荒天等作業 | 荒・雨・雪天時における作業及び強行作業 | 基本料金の1割増 |
| | (6) 防波堤外作業 | 防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合 | 基本料金の5割増以内 |

3. 諸料金

(1) 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき……………13,978円

(2) 検査報告書発行手数料

① 3通までは無料とし、4通目から写1枚につき……………426円

② 再発行の場合は、1枚につき……………856円

③ サインドコピーは①及び②の5割増とします。

(3) 下記の検査種目につき、検査作業日数が2日以上に亘った場合は、2日目から基本料金の他に1日につき21,807円を申し受けます。

- 種目
1. 船体又は属具現状検査
 2. 船体又は機関の損傷原因又は状態検査
 3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定
 4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定
 6. シフティングボードの施設検査
 7. 船体堪航性検査
 11. 船倉の清掃検査
 15. (2)清掃検査

(4) 個別に協議して定める料金

- ① 基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。
- ② 天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。
- ③ 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料

金を決定し申し受けます。

4. 消費税及び地方消費税の加算については、
- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
 - (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。